

令和6年度
北陸地方整備局 総合評価審査委員会

令和7年度 実施計画（案）

工事関係	P 1 ~	P 1 1
業務関係	P 1 2 ~	P 2 1

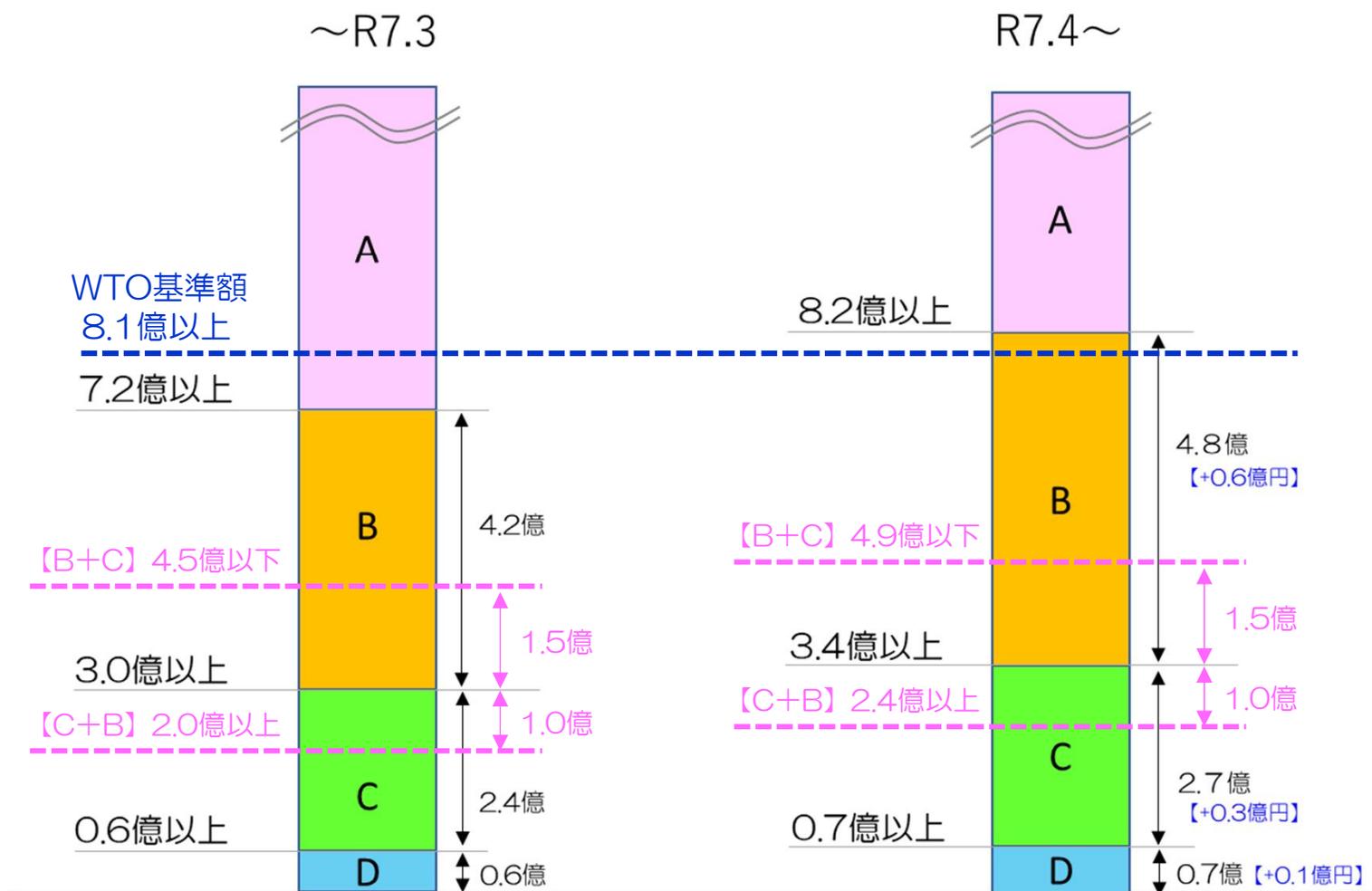
令和7年2月27日
北陸地方整備局

令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

1. 発注標準金額の引き上げ

○令和7年度に契約する工事から等級区分のある工種に設定している発注標準金額が引き上げになる。

<一般土木・建築>

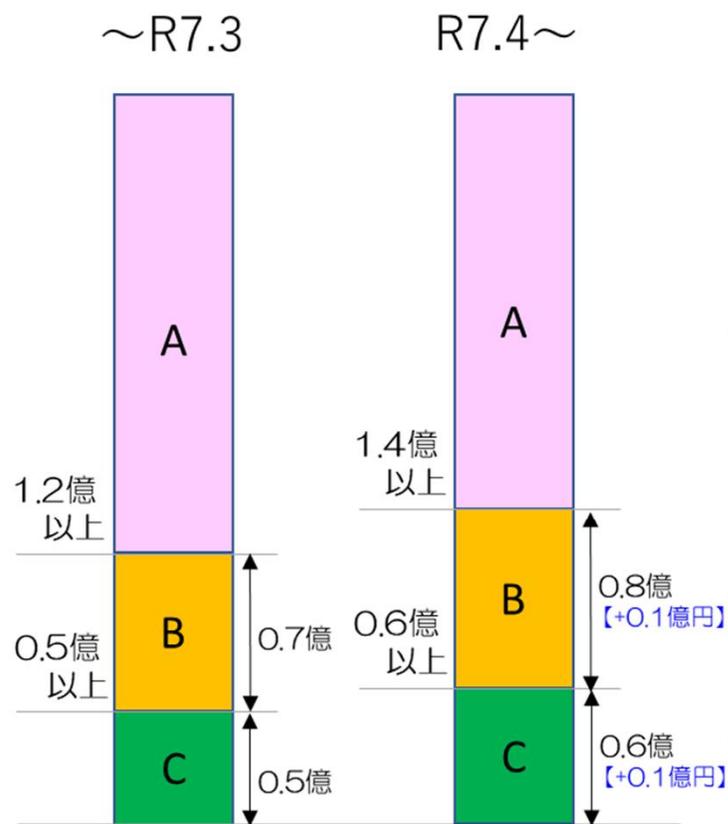


令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

1. 発注標準金額の引き上げ

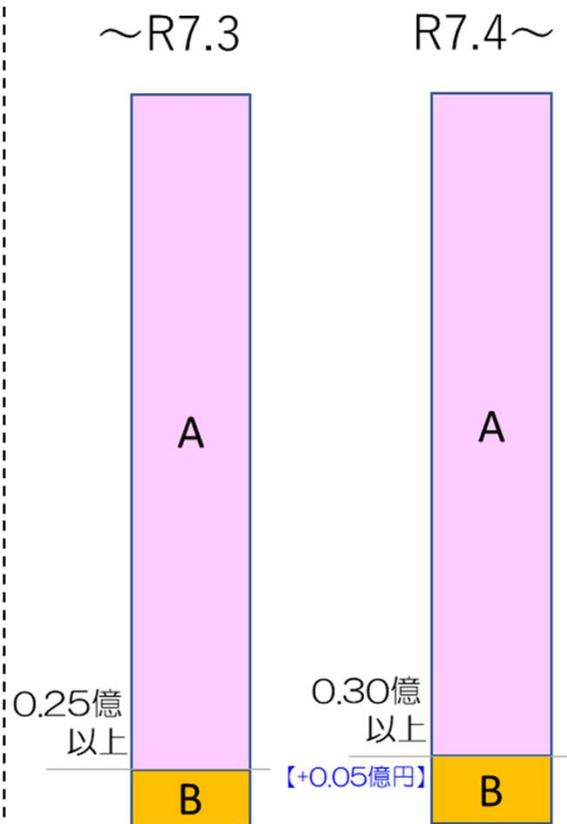
○令和7年度に契約する工事から等級区分のある工種に設定している発注標準金額が引き上げになる。

<アスファルト舗装>

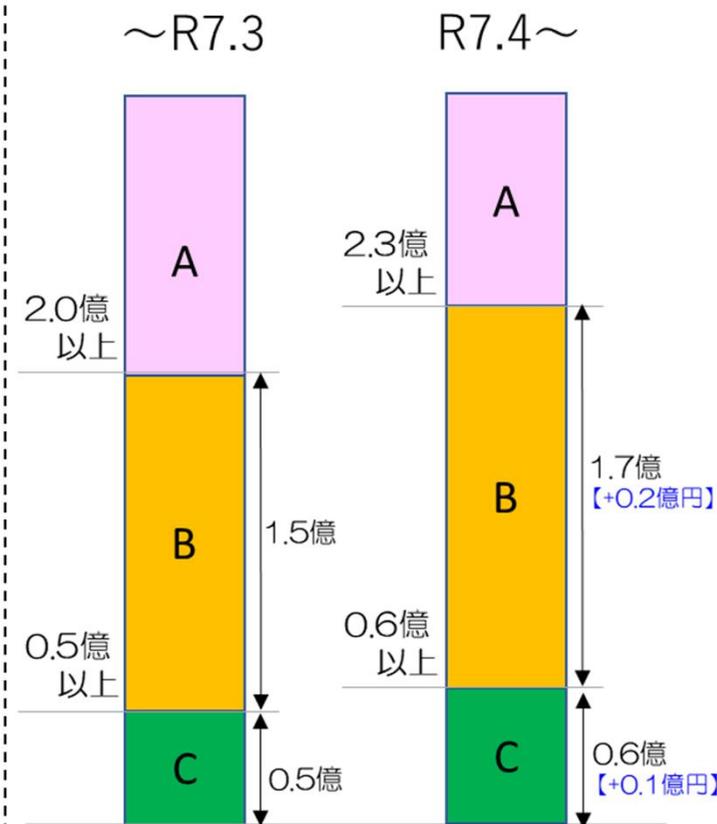


※北陸地方整備局は、A・Bランクのみ
(Bランク 0~1.4億円)

<造園>



<電気設備・暖冷房衛生設備>



令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

2. 評価基準の見直し：優良工事技術者表彰等（技術者）

- 北陸地方整備局では、**建設業界における担い手の確保・育成及び技術力の向上に資するため**、北陸地方整備局所管の工事の施工において、**秀でた若手技術者を表彰する制度を平成27年度に創設し、表彰**。
- 令和6年6月に成立した改正品確法には、担い手の確保（処遇改善の推進）が挙げられており、次代担い手の確保・活躍に寄与するよう**若手技術者賞の受賞者を評価**する。

【現状】

優良工事技術者表彰及び優良工事表彰の従事技術者
（配置予定技術者の施工能力）

配置予定技術者の施工能力	
局長表彰有り	3点
事務所長表彰有り	1点
表彰無し	0点

※局長表彰と事務所長表彰を重複受賞した場合は、局長表彰の3点のみとする。

【見直し案】

優良工事技術者表彰及び優良工事表彰の従事技術者
（配置予定技術者の施工能力）

配置予定技術者の施工能力	
局長表彰有り	3点
事務所長表彰有り	1点
若手技術者表彰有り	1点
表彰無し	0点

※最も配点の高い表彰を評価し、重複評価しない。



令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

3. 評価項目の追加、評価点の見直し：国土技術開発賞（新規）

- 技術開発者に対する研究開発意欲の高揚並びに建設技術水準の向上を図ることを目的として、建設産業に係わる優れた新技術を表彰（国土交通大臣表彰）。また、中小建設業者、専門工事業者等の創意工夫やアイデアにあふれた技術を、特別賞「創意開発技術賞」として表彰。
- 令和6年6月に成立した改正品確法には、生産性向上（技術開発の推進）が挙げられており、生産性向上に寄与するよう、WTO対象工事（段階的選抜方式）において、国土技術開発賞を評価（過去2ヶ年度の最優秀賞、優秀賞、特別賞のいずれかの受賞実績がある場合に加点）する。
- 国土技術開発賞の配点1点の追加に伴い、同種工事の実績の配点を見直す。

【現状】

評価項目	技術提案評価	
	S型	
	WTO	
	段階選抜	
企業の施工能力等	15	
同種工事の実績	8	
工事成績	5	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業	2	
配置予定技術者の施工能力等	15	
同種工事の施工経験	6	
同種工事の施工経験の立場	3	
工事成績	6	
施工計画又は技術提案課題	60	
加算点合計	段階:30・総合:60	
賃上げの実施による加算点	4	

【見直し案】

評価項目	技術提案評価	
	S型	
	WTO	
	段階選抜	
企業の施工能力等	15	
同種工事の実績	7	
工事成績	5	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業	2	
国土技術開発賞	1	
配置予定技術者の施工能力等	15	
同種工事の施工経験	6	
同種工事の施工経験の立場	3	
工事成績	6	
施工計画又は技術提案課題	60	
加算点合計	段階:30・総合:60	
賃上げの実施による加算点	4	



企業の施工能力等

より同種性が高い施工実績（S）	8点
同種性が高い施工実績（A）	4点
同種性が認められる施工実（B）	0点

企業の施工能力等

より同種性が高い施工実績（S）	7点
同種性が高い施工実績（A）	4点
同種性が認められる施工実（B）	0点

令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

4. 技術提案評価型S I 型（仮称）の試行：S I 型（仮称）について（新規）

発注関係事務の運用に関する指針改正案

工期、安全性、生産性、脱炭素化などの価格以外の要素も考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等を採用するよう努める

- 発注者において、標準的な仕様(案)を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上(総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む)が期待される工事を対象に適用。
- 仕様や工法の変更による品質向上が期待される事項について、「技術向上提案」を求める。
- 提案内容については、当初契約時の仕様には反映せず、発注者指示により変更契約の対象とすることを基本とする。その際、技術向上提案の採用にかかる契約変更金額は、当面は予定価格の5%を上限とする。

	施工能力評価型		技術提案評価型				
対象工事	技術的工夫の余地が少ない工事		技術的工夫の余地が大きい工事				
技術提案内容	II型	I型	SII型 (現行S型)	SI型 (試行)	AIII型	AII型 ※A型再整理	AI型
評価方法		簡易な施工計画	施工上の特定の課題等 に対する工夫等	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> 価値の最も高い 新技術、資材、 機械、工法等 </div>	工事目的物の設計変更や 高度な施工技術等		
予定価格		簡易な施工計画を 可・不可の二段階で評価			部分的 変更	複数の有 力案	通常案は満 足できない
	企業・技術者の能力等(実績)を点数評価		技術提案を点数評価				
	標準案に基づき作成		<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> 新技術、資材、機械、 工法等に係るコストは 予定価格に入れない </div> 技術提案に基づき作成				

○令和7年度からの試行開始を目標に、具体の運用の検討や対象工事の選定等を実施

● 想定している設定テーマ例

発注者において標準的な仕様（案）を設定できる工事の中で、競争参加者の技術提案に基づく仕様や工法の変更により、更なる品質向上（総合的に価値の最も高い資材等の採用を含む）が期待されるテーマとして、以下の例を参考に各工事で設定。

- 1) 工期延期のリスク回避（施工性の高い工法への変更）
- 2) 安全性の向上（交通渋滞・交通事故発生防止、作業員の危険防止）
- 3) 構造物の新設時における、点検困難箇所への維持管理性の高い工法等の採用
- 4) カーボンニュートラルに資する工法等の採用 ※脱炭素化への寄与の程度の評価手法は別途策定

● 発注方法イメージ

- ・ 提案には「技術向上提案の実施にかかる概算費用」を記載いただく一方、入札金額には当該提案に要する費用を含めず当初仕様で入札する。
- ・ 発注者は、技術向上提案について「適格性」「実現性」等の観点から評価し、技術点の一部として総合評価の点数に加算
- ・ 当該技術向上提案を採用するか否かは、第三者委員会に諮った上で発注者が決定
- ・ 発注者が採用を決定した技術向上提案については、当初契約後に発注者指示の契約変更（増額）を行い、受注者には当該提案内容の履行義務が生じる

※詳細については現在検討中のため、今後変わらう

令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

5. 各種試行工事の見直し：ワーク・ライフ・バランス等推進企業（対象工事の拡大）

- 一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価してきたところであるが、令和7年2月3日付け国土交通本省の通知を受け、全ての工種・等級に拡大する。
- 業界団体等への周知期間を設けるため、令和7年度下半期からの適用を目指す。
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業の配点1点の追加に伴い、優良工事表彰、安全管理優良受注者表彰の配点を見直し、最大の加点点数を変更する。

評価項目	施工能力評価型								技術提案評価型			
	II型				I型				S型			
	標準 (右記以外)	一般土木・ 建築工事 (本官工事)	舗装工事	鋼橋上部	標準 (右記以外)	一般土木・ 建築工事 (本官工事)	舗装工事	鋼橋上部	標準 (右記以外)	一般土木・ 建築工事 (本官工事)	段階選抜	段階選抜なし
企業の施工能力等	20	20	20	20	20	20	20	20	15	15	15	
同種工事の実績	4	4	4(5)	4	3	3	4(5)	3	3	3	7	
工事成績	5	5	5	5	3	3	5	3	5	5	5	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
成績優秀企業認定	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
優良工事における下請者表彰					1	1		1	1	1		
優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰	43	3	43	43	43	3	43	43	32	2		
生産性向上技術活用表彰・ICT人材育成推進企業認定	2	2	2	2	2	2	2	2				
国土技術開発賞											1	
登録基幹技能者					1				1			
地元企業活用・若手女性技術者配置（注3）					1				1			
地域精通度・地域貢献度	4	4	4(3)		4							
地域精通度	1	1	1(-)		1							
地域貢献度	3	3	3		3							
橋梁補修工事の施工実績(耐震工事含む)				2								
北陸地方整備局管内に自社製作工場を保有				2								

	評価基準	変更前	変更後
優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰	優良工事表彰の局長表彰有り	3	2
	優良工事表彰の事務所長表彰有り	1	1
	安全管理優良受注者表彰有り	1	1
	表彰無し	0	0
※優良工事表彰と安全管理優良受注者表彰の加対象はそれぞれ1件とし、合わせて最大43点の加点点とする。			
※優良工事表彰の局長表彰と事務所長表彰は重複評価しない。			

	評価基準	変更前	変更後
優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰	優良工事表彰の局長表彰有り	3	2
	優良工事表彰の事務所長表彰有り	1	1
	安全管理優良受注者表彰有り	1	1
	表彰無し	0	0
※優良工事表彰と安全管理優良受注者表彰の加対象はそれぞれ1件とし、合わせて最大32点の加点点とする。			
※優良工事表彰の局長表彰と事務所長表彰は重複評価しない。			

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	1点

令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

5. 各種試行工事の見直し：ワーク・ライフ・バランス等推進企業（対象工事の拡大）

参考

○一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の全ての工事を対象に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価については、下表のとおり継続する。

①対象：WTO以外の一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点

②対象：WTO対象の一般土木工事、及び建築工事

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業 ※①+②の最大2点を 加点	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点
	②配置予定技術者が、次の基準を満たしていること ・競争参加資格申請書の提出日以前に3カ月以上、〇〇県内に住所のある者。（契約後、引き続き工事完成まで、〇〇県内に居住すること。）	1点

令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

6. 各種試行工事の実施方針：令和3～6年度実施件数と令和7年度実施方針

- 「自治体実績評価型」と「企業能力評価型」について、能登半島地震に係る総合評価落札方式を用いる工事が増えたことより、令和6年度では増。
- 「次代担い手（若手・女性技術者）活躍型」について、施工能力評価型Ⅰ型が増えたことより、令和6年度では増。
- 「専任指導者契約後設置」と「労務費見積活用宣言」について、能登で大規模工事が増えたことより、令和6年度では増。

各種試行	令和3年度 実施件数	令和4年度 実施件数	令和5年度 実施件数	令和6年度 実施件数	令和7年度 実施方針	備考
自治体実績評価型	5	4	6	31（うち能登：25）	継続	
企業能力評価型	—	—	0	40（うち能登：23）	継続	
地元企業活用審査型	17	15	10	12	継続	
登録基幹技能者の配置	65	62	21	53	継続	
次代担い手（若手・女性技術者）活躍型	10	12	1	29	継続	
受注機会促進型	—	—	—	3	継続	
一括審査方式（R5～適用範囲の変更）	58	46	32（うちⅡ型：22）	90（うちⅡ型：75）	継続	
一括審査方式における複数名申請	—	1	0	0	継続	R5：適用可能工事無し
段階選抜方式（技術提案1事項）	1	1	1	0	継続	R6：1件公告中
段階選抜方式（大規模事業での見直し）	—	0	0	0	休止	
専任指導者契約後設置	—	5	6	12（うち能登：10）	継続	
資料等に関する質問回答の拡充	—	2	0	0	継続	
労務費見積活用宣言	—	2	1	7（うち能登：7）	継続	
参加者確認型契約方式	5	3	4	1	継続	
フレームワークモデル工事	4	0	0	0	継続	

*R6年度は、令和6年4月～12月末までの契約件数。

令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

7. 総合評価落札方式のタイプ別評価項目、配点及び加算点（令和7年度上半期）

令和7年度上半期 北陸地方整備局 総合評価落札方式 配点（項目）基準

評価項目	低い ← 工事技術的難易度 → 高い								技術提案評価型			
	施工能力評価型				技術提案評価型				S型			
	II型		I型		WTO以外		WTO		WTO以外		WTO	
	標準 (右記以外)	一般土木・ 建築工事 (本官工事)	舗装工事	鋼橋上部	標準 (右記以外)	一般土木・ 建築工事 (本官工事)	舗装工事	鋼橋上部	標準 (右記以外)	一般土木・ 建築工事 (本官工事)	段階選抜	段階選抜なし
企業の施工能力等	20	20	20	20	20	20	20	20	15	15	15(注8)	2(注8)
同種工事の実績	4	4	4(5)	4	3	3	4(5)	3	3	3	7	
工事成績	5	5	5	5	3	3	5	3	5	5	5	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業		1				1				1	2(注8)	2(注8)
成績優秀企業認定	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
優良工事における下請者表彰					1	1		1	1	1		
優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰	4	3	4	4	4	3	4	4	3	2		
生産性向上技術活用表彰・ICT人材育成推進企業認定	2	2	2	2	2	2	2	2				
国土技術開発賞											1	
登録基幹技能者					1	1		1	1	1		
地元企業活用・若手女性技術者配置（注3）					1	1		1	1	1		
地域精進度・地域貢献度	4	4	4(3)		4	4	4(3)					
地域精進度	1	1	1(-)		1	1	1(-)					
地域貢献度	3	3	3		3	3	3					
橋梁補修工事の施工実績(耐震工事含む)				2				2				
北陸地方整備局管内に自社製作工場を保有				2				2				
配置予定技術者の施工能力等	20	20	20	20	20	20	20	20	15	15	15	
同種工事の施工経験	5	5	3	5	5	5	3	5	4	4	6	
同種工事の施工経験の立場	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	
同種工事の地域精進度	1	1	1	1	1	1	1	1				
舗装施工管理技術者資格の有無			2				2					
工事成績	8	8	8	8	8	8	8	8	6	6	6	
優良工事技術者表彰等	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
継続教育（CPDS）の取組状況	1	1	1	1	1	1	1	1				
施工計画又は技術提案課題					10	10	10	10	30	30	60	58(注8)
加算点合計	40	40	40	40	50	50	50	50	60	60	段階:30・総合:60	60
賃上げの実施による加算点	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4

- (注1) ・評価項目で該当が無い場合は、削除する。なお、その場合は、合計点が下がる。
 (注2) ・特定専門工事審査型は別途配点とする。
 (注3) ・一般土木工事の場合、地元企業活用は3億円以上、若手・女性技術者配置は6千万円以上2億円未満が対象となる。
 (注4) ・舗装工事（Aランク）の場合、企業の施工能力等の「地域精進度」は、評価対象外とし、同種工事の施工実績は（ ）書きの配点とする。
 (注5) ・建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事等は、「成績優秀企業認定」、「優良工事における下請者表彰」を適用しない。
 (注6) ・賃上げ実施による加算点は、加算点合計の5%以上となるように設定する。（例：加算点合計40点の場合 3点／（40点＋3点）＝6.98%≧5%）
 (注7) ・技術提案評価型A型は、『国土交通省直轄工事における総合評価運用ガイドライン』による。
 (注8) ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点は、一般土木及び建築工事のみ。それ以外の工種は、段階選抜は企業の施工能力等の合計を13点、段階選抜なしは技術提案課題を60点とする。

令和7年度 工事の総合評価落札方式 実施計画（案）【工事関係】

7. 総合評価落札方式のタイプ別評価項目、配点及び加算点（令和7年度下半期）

令和7年度下半期 北陸地方整備局 総合評価落札方式 配点（項目）基準

評価項目	← 低い 工事技術的難易度 高い →								
	施工能力評価型						技術提案評価型		
	Ⅱ型			Ⅰ型			S型		
	標準	舗装工事	鋼橋上部	標準	舗装工事	鋼橋上部	WTO以外	WTO	
標準	舗装工事	鋼橋上部	標準	舗装工事	鋼橋上部	標準	段階選抜	段階選抜なし	
企業の施工能力等	20	20	20	20	20	20	15	15(14)(注9)	2(1)(注9)
同種工事の実績	4	4(5)	4	3	4(5)	3	3	7	
工事成績	5	5	5	3	5	3	5	5	
ワーク・ライフ・バランス等推進企業（注8）	1	1	1	1	1	1	1	2(1)(注9)	2(1)(注9)
成績優秀企業認定	1	1	1	1	1	1	1		
優良工事における下請者表彰				1		1	1		
優良工事表彰・安全管理優良請負者表彰	3	3	3	3	3	3	2		
生産性向上技術活用表彰・ICT人材育成推進企業認定	2	2	2	2	2	2			
国土技術開発賞								1	
登録基幹技能者				1		1	1		
地元企業活用・若手女性技術者配置（注3）				1		1	1		
地域精進度・地域貢献度	4	4(3)		4	4(3)				
地域精進度	1	1(-)		1	1(-)				
地域貢献度	3	3		3	3				
橋梁補修工事の施工実績(耐震工事含む)			2			2			
北陸地方整備局管内に自社製作工場を保有			2			2			
配置予定技術者の施工能力等	20	20	20	20	20	20	15	15	
同種工事の施工経験	5	3	5	5	3	5	4	6	
同種工事の施工経験の立場	2	2	2	2	2	2	2	3	
同種工事の地域精進度	1	1	1	1	1	1			
舗装施工管理技術者資格の有無		2			2				
工事成績	8	8	8	8	8	8	6	6	
優良工事技術者表彰等	3	3	3	3	3	3	3		
継続教育（CPDS）の取組状況	1	1	1	1	1	1			
施工計画又は技術提案課題				10	10	10	30	60	58(59)(注9)
加算点合計	40	40	40	50	50	50	60	段階:30(29)(注9) ・総合:60	60
賃上げの実施による加算点	3	3	3	3	3	3	4	4	4

- (注1) ・評価項目で該当が無い場合は、削除する。なお、その場合は、合計点が下がる。
 (注2) ・特定専門工事審査型は別途配点とする。
 (注3) ・一般土木工事の場合、地元企業活用は3億円以上、若手・女性技術者配置は6千万円以上2億円未満が対象となる。
 (注4) ・舗装工事（Aランク）の場合、企業の施工能力等の「地域精進度」は、評価対象外とし、同種工事の施工実績は（ ）書きの配点とする。
 (注5) ・建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事等は、「成績優秀企業認定」、「優良工事における下請者表彰」を適用しない。
 (注6) ・賃上げ実施による加算点は、加算点合計の5%以上となるように設定する。（例：加算点合計40点の場合 3点／（40点+3点）=6.98%≥5%）
 (注7) ・技術提案評価型A型は、『国土交通省直轄工事における総合評価運用ガイドライン』による。
 (注8) ・一般土木及び建築工事の本官工事は、評価内容が一部異なるため留意すること。
 (注9) ・WTO対象で、一般土木及び建築工事以外の工事は（ ）書きの配点とする。

令和7年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

- 北陸地方整備局では、働き方改革（受注者の負担軽減、適切な履行期間の確保）、地域企業の育成、次代担い手（女性・若手技術者）の確保・育成の観点より、多様な評価方法による試行を実施。

北陸地方整備局の試行一覧

試行(取組)名称	試行(取組)の概要	適用業務	実施状況				R6適用
			R3	R4	R5	R6	
総合評価落札方式(簡易特別型) 【H22～試行】 ※R7d一部見直し	地域防災の担い手確保を目的として、地元企業の受注機会を創出するため、予定価格2,500万円程度までの定常的、又簡易な業務について、地域要件を「当該県内に本店を有する」とする試行を実施。	総合評価落札方式(簡易型1:1)のうち予定価格2,500万円程度までの定常的、又簡易な業務、土木コン・測量・地質	63	51	53	40	継続
総合評価落札方式(自主的照査併用型) 【H25～試行】	経験の少ない若手(40歳以下)を管理技術者に配置し、自主的にベテラン、シニア技術者を配置し照査することにより、若手技術者の人材確保・育成、及び建設シニア等からの技術伝承を促し、業務成果の品質を確保しつつ若手技術者の育成を支援する試行を実施。	総合評価落札方式(簡易型1:1)、土木コン	2	1	2	0	継続
ダイバーシティ推進型業務委託 【H29～試行】	女性・若手技術者を含む多様性を加味した技術者を配置することにより、女性・若手技術者の育成と業務成果の品質を図る試行を実施。	プロポーザル方式、土木コン	2	4	2	3	継続
総合評価落札方式(一括審査方式) 【H30～試行】	内容・目的が同種の業務であり、技術評価等の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料(実施方針)を同一のものとする事ができる試行を実施。	総合評価落札方式(1:1、簡易特別型)、プロポーザル方式	11	14	40	14	継続
業務能力評価型 【R5～試行】 ※R7d一部見直し	対外調整(定型的な関係機関への手続きを除く)が不要など、技術提案書【実施方針】を求めなくても、受注する企業・技術者の評価のみで業務成果の品質が確保される業務を対象に、技術提案書【実施方針】の提出を省略する試行を実施。	予定価格2,500万円程度までの定常的、又簡易な業務、土木コン・測量・地質	—	—	2	17	継続

※R6年度件数はR6.12月末時点で契約済み業務の件数。

令和7年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

評価基準の見直し（若手技術者賞の評価）

令和7年度～

- 北陸地方整備局では、建設業界における担い手の確保・育成及び技術力の向上に資するため、北陸地方整備局所管の工事の施工や業務の成果において、秀でた若手技術者を表彰する制度「若手技術者賞」を平成27年度に創設。
- 令和7年度より、総合評価落札方式、プロポーザル方式、価格競争において「若手技術者賞」を表彰された技術者を評価する。
（評価対象：管理（主任）技術者及び担当技術者）

○総合評価落札方式（簡易型1：1）：管理技術者の場合

【現状】

配置予定技術者の経験及び能力	
局長表彰有り	3点
事務所長表彰有り	2点
表彰無し	0点
※局長表彰と事務所長表彰を重複受賞した場合は、局長表彰の3点のみとする。	



【見直し案】

配置予定技術者の経験及び能力	
局長表彰有り	3点
事務所長表彰有り	2点
若手技術者表彰有り	2点
表彰無し	0点
※最も配点の高い表彰を評価し、重複評価しない。	

○簡易公募型プロポーザル方式：管理技術者の場合

配置予定技術者の経験及び能力	
局長表彰有り	5点
事務所長表彰有り	3点
表彰無し	0点
※局長表彰と事務所長表彰を重複受賞した場合は、局長表彰の5点のみとする。	



配置予定技術者の経験及び能力	
局長表彰有り	5点
事務所長表彰有り	3点
若手技術者表彰有り	3点
表彰無し	0点
※最も配点の高い表彰を評価し、重複評価しない。	

令和7年度 業務の総合評価落札方式 実施計画（案）【業務関係】

ワークライフバランス等推進企業の加点評価（評価項目の追加）

令和7年度～

➤ 建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組として、一般土木工事A等級・B等級、建築工事A等級・B等級及び技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約（ECI業務）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価を行っているところであるが、令和7年2月3日付国土交通本省からの通知を受け、全ての建設コンサルタント業務等にまで拡大し、業界団体等への周知期間を設けて、令和7年度下半期からの適用を目指す。

○**対象業務**：総合評価落札方式及びプロポーザル方式における、土木コン、測量、地質調査、建築コン、補償コン業務

○**加点方法**：指名（選定）段階における、『参加表明者の経験及び能力』にて加点を行う。

WLB加点に伴い、『参加表明者の経験及び能力』の配点を一部見直し。

評価項目	総合評価落札方式				プロポーザル方式		
	簡易型 (1:1)		標準型 (1:2)		公募・簡易公募型 プロポーザル		
	現行	見直し案	現行	見直し案	現行	見直し案	
指名・選定段階 参加表明者	建設コンサルタント登録等	5	5	5	5	5	5
	同種又は類似業務等の実績の内容	5	4	5	4	10	8
	地域貢献度(災害協定に基づく実績)	5	5	5	5	-	-
	過去4年間の業務成績	30	30	30	30	30	30
	過去2年間の業務表彰	5	5	5	5	5	6
	WLB推進企業		1		1		1
指名・選定段階 予定管理技術者	技術者資格	5	5	5	5	5	5
	同種又は類似業務等の実績の内容	5	5	5	5	5	5
	地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	5	5	5	5	5	5
	過去4年間の業務成績	30	30	30	30	30	30
	過去4年間の業務表彰	5	5	5	5	5	5
配点合計		100	100	100	100	100	100

評価項目	評価基準	配点
参加表明者の経験及び能力	次に掲げるいずれかの認定を受けている。 ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	1点

総合評価落札方式(簡易特別型)【試行】

平成22年度～
(令和7年度一部見直し)

- 【目的】
1. 土木コンサルタント業務においては、地元企業の受注が少ない状況
⇒ 地元企業の受注実績は、全体件数の約1/3程度
 2. 総合評価方式をより広く普及し、地元企業の受注機会を確保するため、入札契約手続きを簡略化した「簡易特別型」総合評価落札方式の試行を推進
(H22～試行、H24～測量・地質業務拡充、H25～評価点の一部変更、H30～対象業務2千万円に拡大)
H30以降の設計業務委託等技術者単価の上昇率を鑑みて、R7～対象業務2千5百万円に拡大。

【試行内容】

地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会の創出が期待できる。

■対象業務:

予定価格2千5百万円以下の土木コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務で定常的又は簡易な業務(県内に本店を有する企業で競争性が保てる業務)

■参加要件:

〇〇県内(又は北陸地方整備局管内)に本店を有すること

■技術評価点:

地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)の評価に重点を置いている

- ①指名段階、入札段階の予定管理技術者の地域精通度を高めに配点
- ②指名段階の参加表明者、予定管理技術者の業務成績を低めに配点
- ③入札段階の予定管理技術者の同種・類似実績は評価しない

技術評価点の配点内訳

	評価項目	簡易型	簡易(特別)型		
			配点	100点換算	
指名段階	参加表明者	建設コンサルタント登録等	5	5	12.5
		同種又は類似業務等の実績の内容	4	4	10
		地域貢献度(災害協定に基づく実績)	5	-	-
		過去4年間の業務成績	30	5	12.5
		過去2年間の業務表彰	5	-	-
		WLB推進企業	1	1	2.5
	予定管理技術者	技術者資格	5	5	12.5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5	12.5
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	5	5	12.5
		過去4年間の業務成績	30	10	25
	過去4年間の業務表彰	5	-	-	
配点合計		100	40	100	
入札段階	予定技術者	技術者資格	5	5	10
		同種又は類似業務等の実績の内容	10	-	-
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	10	10	20
		過去4年間の業務成績	20	10	20
		過去4年間の業務表彰	5	-	-
	実施方針	業務の実施方針 地域の実情を把握した提案	40	20	40
		業務量把握の妥当性	10	5	10
配点合計		100	50	100	

総合評価落札方式(自主的照査併用型)【試行】

平成25年度～
(令和6年度一部見直し)

【目的】※R6一部見直し(下線箇所)

経験の少ない若手(40歳以下)を管理技術者に配置し、自主的にベテラン、シニア技術者等を配置し照査することにより、若手技術者の人材確保・育成、及び建設シニア等からの技術伝承を促す方式として試行

【期待される効果】

若手技術者の受注機会が増え、経験実績を得られる。
(品質はベテラン・建設シニア等の照査により確保)

【試行内容】※R6一部見直し(下線箇所)

予定管理技術者として、経験の少ない若手(40歳以下)を配置し、加えて品質を担保するため自主的に建設シニア等のベテランの照査技術者(「自主的照査技術者」という。)を配置する場合、総合評価で加点する。

■対象業務

・総合評価(簡易型1:1)のうち発注者が指定した設計業務
※各事務所1件以上(総合事務所においては治水・道路毎に1件以上)試行

■自主的照査技術者を配置する場合の条件

- ・予定管理技術者(若手技術者)の年齢が40歳以下
- ・予定管理技術者(若手技術者)より経験・資格が上位の技術者
- ・自主的照査は、通常の照査とは別に実施(費用は計上しない)

■技術評価点

- ・指名段階、入札段階の参加表明者、予定管理技術者の地域要件を評価せず、若手技術者の配置に配分
- ・実施方針の目的、条件、内容の理解及び地域の実情にあった提案の配点を下げ、照査項目の提案に配分

技術評価点の配点内訳

		評価項目	簡易型	自主的照査併用型
指名段階	参加表明者	建設コンサルタント登録等	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	4	4
		地域貢献度(災害協定に基づく実績)	5	-
		過去4年間の業務成績	30	30
		過去2年間の業務表彰	5	5
		WLB推進企業	1	1
	予定管理技術者	技術者資格	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	5	5
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	5	-
		若手技術者の配置(自主的照査技術者の配置)	-	10
		過去4年間の業務成績	30	30
		過去4年間の業務表彰	5	5
			配点合計	100
入札段階	予定技術者	技術者資格	5	5
		同種又は類似業務等の実績の内容	10	10
		地域精通度(当該事務所周辺の受注実績)	10	-
		若手技術者の配置(自主的照査技術者の配置)	-	10
		過去4年間の業務成績	20	20
		過去4年間の業務表彰	5	5
	実施方針	業務の実施方針 地域の実情を把握した提案	40	30
		業務量把握の妥当性	10	10
		照査項目の提案	-	10
		配点合計	100	100

ダイバーシティ推進型業務委託【試行】

平成29年度～

建設コンサルタント業務等の品質確保には、業務を実施する技術者の多様性（経験年数、価値観等）が有効な場合があります。また、担い手の確保・育成のためにも、次代担い手（女性・若手技術者）を積極的に配置がすることが必要です。これらを踏まえ、次代担い手（女性・若手技術者）を含む多様性（経験年数、価値観等）を加味した技術者の配置により、業務成果の品質向上を図る業務委託を試行しています。（配置予定技術者の構成に応じて評価）

＜対象業務＞ H29～

プロポーザル方式により発注する概ね予定価格2,000万円程度以下の「計画・検討系業務」等を対象とする。

※各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）
試行する。

【拡大】R2～

プロポーザル方式により発注する土木関係建設コンサルタント業務を対象とする。
※各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）試行

＜評価方法＞

管理技術者、担当技術者（登録順位の上位2名までが対象）の構成により、実施方針の「その他（地域の実情にあった提案）」の10点満点のうち、「多様性」に最大5点を分配する。

【多様性5点】

次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者（30歳以下）を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が20歳以上である。

【多様性2点】

次の全ての要件を満たし、かつ管理技術者を含めた技術者を3名以上配置している。

- ①女性技術者を配置している。
- ②若手技術者（35歳以下）を配置している。
- ③配置予定技術者の最年長と最年少の年齢差が15歳以上である。

「多様性5点」の例

(例1)	(例2)	(例3)
		
管理(男性)50歳	管理(男性)55歳	管理(女性)45歳
		
担当(男性)40歳	担当(女性)40歳	担当(女性)50歳
		
担当(女性)30歳	担当(男性)30歳	担当(男性)30歳

「多様性2点」の例

(例1)	(例2)	(例3)
		
管理(男性)50歳	管理(男性)55歳	管理(女性)45歳
		
担当(男性)40歳	担当(女性)40歳	担当(男性)50歳
		
担当(女性)35歳	担当(男性)35歳	担当(男性)35歳

※年齢評価の考え方

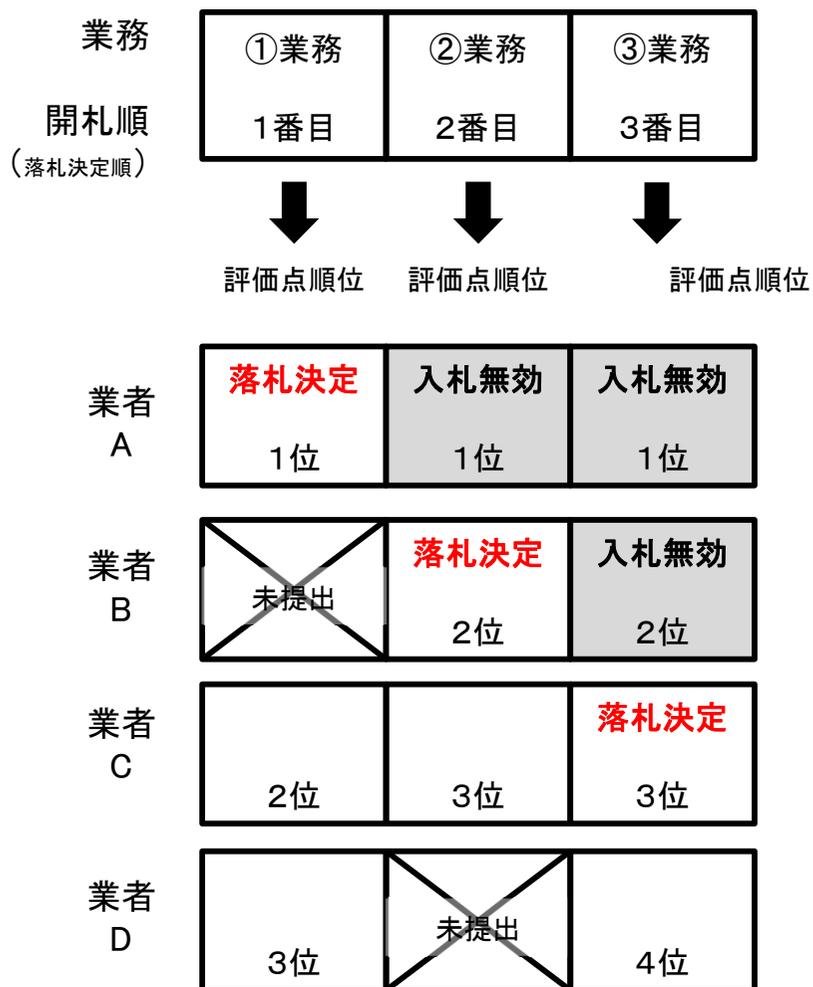
当初設定する履行期限（工期の末日）時点の年齢で評価する。

業務の一括審査方式について【試行】

平成30年度～
(令和6年度一部見直し)

内容・目的が同種の業務であり、技術評価等の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料(実施方針又は技術提案のテーマ)を同一のものとすることができる一括審査方式の試行を継続する。

【一括審査のイメージ】



※順位づけの後、評定値の最上位の者から落札決定する。
※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる

【一括審査方式の適用条件】 ①～⑥全ての条件を満たすこと。

- ①支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である業務
- ②業務の内容・目的が同種の業務
- ③技術評価等の項目や実施方針又は技術提案のテーマが同一の業務
- ④業務規模(金額)が同程度で多数の参加希望者が見込まれる業務
- ⑤入札公告、参加表明書及び技術提案書の提出、入札、開札のそれぞれを同一日とする業務
- ⑥総合評価落札方式(1:1)、「簡易特別型」総合評価落札方式またはプロポーザル方式(令和6年度より適用)で発注する業務(但し、発注方式(1:1と簡易特別型)の混在は認めない)

※一括審査方式を採用する場合は、事前に技術管理課にご相談ください。

【資料提出のイメージ】

◆2業務すべてに参加を希望する場合。



一般競争入札（業務能力評価型）について【試行】

令和5年度～

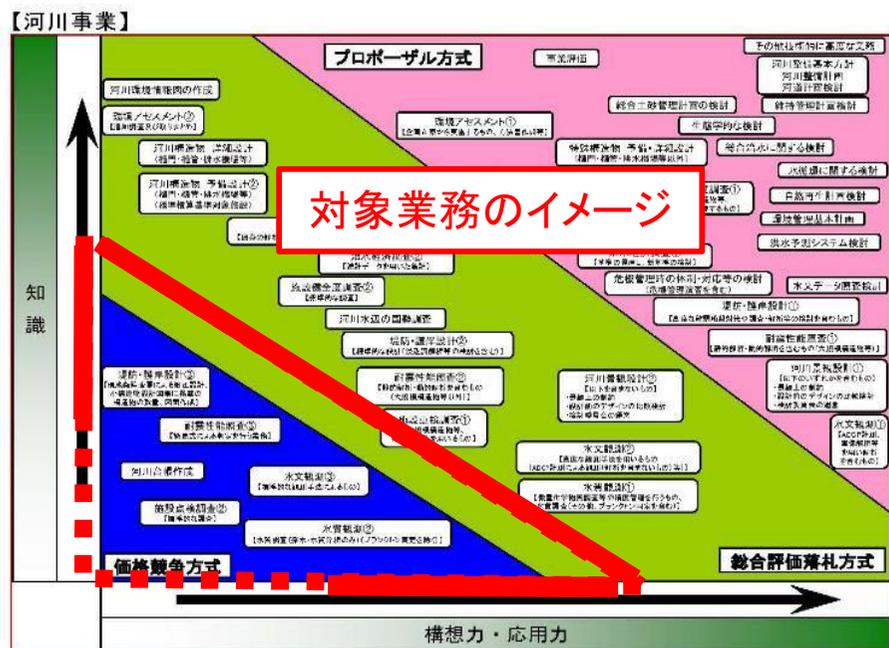
業務能力評価型：R5～試行

- ▶ 比較的技術的難易度が高くなく、関連業務や関係機関、地元などとの対外調整が不要な一般的な設計（修正設計含む）、測量・地質調査、点検などでは、技術提案書【実施方針】の提案内容が一般的になりやすい。
- ▶ また平準化の移行期において、年度末工期の業務のとりまとめと技術提案書の作成時期が重複するなどの課題に対応するため、技術提案書の提出を省略する「総合評価方式（業務能力評価型）」を令和5年度より新たに試行し、適切な履行期間の確保へ寄与。

比較的技術的難易度が高くなく、地元などとの対外調整が不要な一般的な設計（修正設計含む）、測量・地質調査、点検などでは、技術提案書【実施方針】の提案内容が一般的になりやすい。

・同種の業務実績等々を評価し技術提案書【実施方針】の提出・評価を省略することにより、発注者・企業双方の業務の簡素化を実現

※予定価格2500万円以下の業務で試行

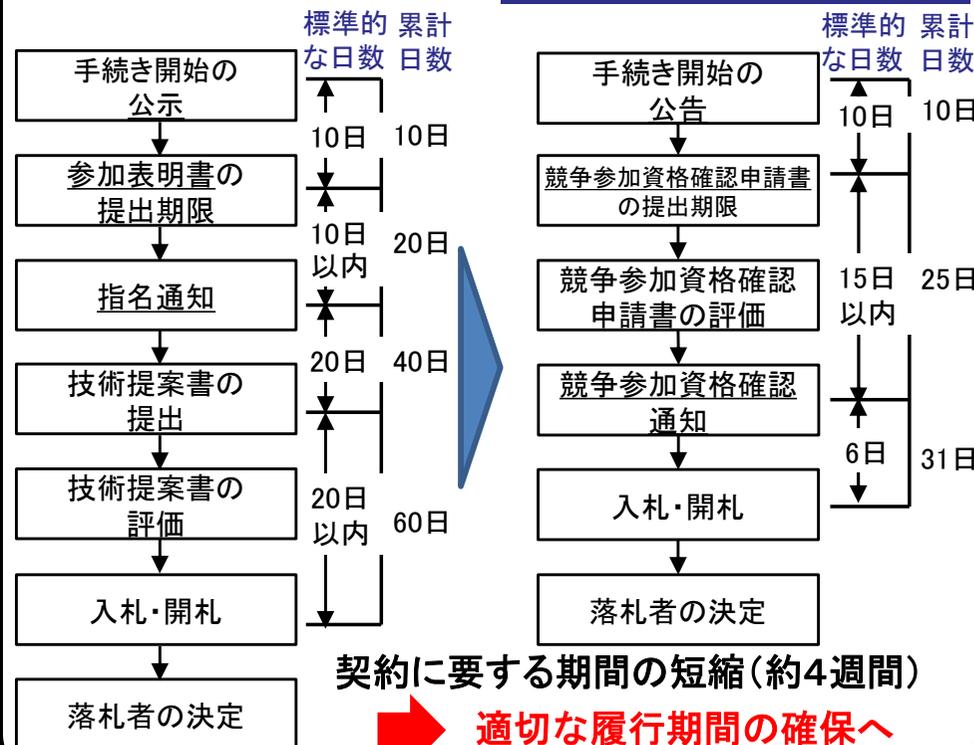


・地域要件(県内本店または県内+隣接県内本店)による企業の絞り込み
※一般競争入札との併用による入札期間の大幅な短縮

・契約に要する期間の短縮(約4週間)により柔軟な工期設定

総合評価簡易型(1:1)
(公募型・簡易公募型競争入札)

業務能力評価型総合評価
(一般競争入札方式)



予定技術者の手持ち業務量の緩和【試行】

令和2年度～
(令和6年度一部見直し)

- 管理（主任）技術者及び担当技術者の要件として、公告日時点で手持ち業務の契約金額5億円未満かつ10件未満としている。

【令和2年度～令和5年度試行】

- 昨今、年度末期限の分散を図るため、積極的に繰越の活用を図ってきており、第1四半期に履行期限を迎える業務が増加傾向にある一方、年間でも第1四半期公告業務が多い状況。
- 3月末工期の履行期限の平準化を進めるため、次年度の第一四半期に繰り越して完了する業務については、「手持ち業務量の対象外」とする取組を試行し、受注者が繰り越ししやすい環境を整備する。
(通常、新規業務を第一四半期に公告する場合、前年度から繰り越した業務は手持ち業務量の対象となるが、それを対象としない施策を実施している)

【令和6年度より試行】※令和7年度継続

- 令和6年能登半島地震の発生により、災害復旧対応を優先するため業務の一時中止等の措置を実施したことにより、令和6年度の第一四半期に繰り越して完了を予定していた業務の完了が第二四半期に遅れる状況が発生する。
- 令和6年度は上記への対応として試行を拡大し、次年度の第二四半期までに繰り越して完成する業務については、「手持ち業務量の対象外」とする。なお、令和7年度においても試行の拡大を継続する。
(通常、新規業務を第一四半期、第二四半期に公告する場合、前年度から繰り越した業務は手持ち業務量の対象となるが、それを対象としない施策を実施する)

【手持ち業務量の対象】 公告日時点で、管理(主任)技術者等又は担当技術者となっている**全ての業務が対象**
(契約金額が500万円未満の業務、照査技術者としての業務を除く)

【R6年度より試行】※R7年度継続



